

令和4年12月20日

技術者の配置に係る入札参加資格の金額要件の見直しについて（お知らせ）

入札参加資格において、技術者の配置に係る金額要件の運用を次のとおり見直します。

1 入札参加資格

建築工事以外の工事については、予定価格（税込み）8,000万円以上の工事の場合に監理技術者の専任配置を、4,000万円以上8,000万円未満の工事の場合に監理技術者又は主任技術者どちらかの専任配置を、4,000万円未満の工事の場合に主任技術者（監理技術者資格者証を有する者でも可）の配置を入札参加資格として求めます。

建築工事については、予定価格（税込み）8,000万円以上の工事の場合に監理技術者の専任配置を、8,000万円未満の工事の場合に主任技術者（監理技術者資格者証を有する者でも可）の配置を入札参加資格として求めます。

2 適用開始

令和5年1月1日以降に公告又は指名通知する案件から適用します。